

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 道路課

| | | | | | | | | | |
|------|---|--------|--------------|--------|------|--------|--------|----------|----|
| 法令名 | 道路法 | 法令番号 | 昭和27年法律第180号 | | | | | | |
| 手続名 | 道路予定区域内の形質等の変更許可 | 根拠条項 | 第91条 第1項 | | | | | | |
| 審査基準 | <p>道路予定区域における許可を行うに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該道路工事の施工時期 ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法 ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除去の難易度等を含む。）及び期間 ・当該道路予定区域の従来の利用方法 <p>等を総合的に勘案して判断し、道路工事の施工上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができるものであること。</p> <p>なお、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で以下に掲げる場合には原則として許可するものとする。</p> <p>① 非常災害のため必要な応急処置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更</p> <p>② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更</p> <p>③ 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更</p> <p>④ 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更</p> <p>・法第24条を準用し、以下の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両出入口の設置基準について（平成元年2月17日道第208号） ○ 道路を通路として使用する場合（法敷埋立・切取・側溝設置について）の取扱いについて（昭和38年9月10日道第2728号） ○ 主要地方道久留米基山筑紫野線における乗入口設置許可の取扱いについて（平成20年12月17日道第010698号） | | | | | | | | |
| | 受付機関 | 各土木事務所 | 処理機関 | 各土木事務所 | 交付機関 | 各土木事務所 | 標準処理期間 | 14 ~ 21日 | 目次 |
| | | | | | | 標準経由期間 | 日 | No. | |